

公立大学法人滋賀県立大学職員休職規程

平成18年4月1日
公立大学法人滋賀県立大学規程第25号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第16条第3項の規定により、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の休職の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(休職の手続き)

第2条 職員就業規則第16条第1項第1号に定める心身故障による休職は、医師の診断の結果に基づいて行う。
2 職員就業規則第16条第1項第2号に定める刑事事件による休職は、公訴事実が確認できる文書等により行う。
3 職員就業規則第16条第1項第3号に定める調査研究等による休職は、研究機関等が発行する受入証明書等により行う。
4 職員就業規則第16条第1項第5号に定める行方不明による休職は、災害発生の実事が確認できる文書等により行う。
5 理事長は、前4項に規定する書類その他の休職の要件を確認できる書類の提出を職員に命ずることができる。

(医師の指定)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、職員の意に反して職員就業規則第16条第1項第1号に基づき休職を命ずる場合には、理事長が指定する医師2名の行う診断によるものとする。
2 前項の規定による医師の指定は、職員の受診上の便宜を考慮して行なうものとする。
3 第1項に規定する医師2名のうち1名は、保健所または独立行政法人国立病院機構が設置する施設もしくは医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関に勤務するものでなければならない。
4 病名、病状その他特別の事情により、前項の規定によることが著しく困難と認められるときは、理事長は、その他の医師を指定することができる。
5 理事長は、第1項の規定により医師に診断を行わせたときは、病名、病状のほか職務の遂行に支障がないかどうかまたはこれに堪えうるかどうかおよび休養を要する程度に関する具体的な所見が記載された診断書の作成を委嘱しなければならない。

(説明書の交付)

第4条 職員に休職を命ずる場合には、人事発令書および事由を記載した説明書を交付して行うものとする。ただし、職員の申し出に基づいて休職する場合には、説明書の交付を省略することができる。
2 前項に規定する説明書は、職員に直接交付しなければならない。ただし、直接交付し難いときは、配達証明郵便等確実な方法により送達するものとする。
3 前項ただし書の場合において、説明書を受けるべき者の所在を知ることができないときは、その旨ならびに当該説明書に記載された事項を法人が定める公告の方法をもって交付にかえることができるものとし、公告された日から2週間を経過したときに説明書の交付があったものとみなす。

(休職に対する不服申立)

第5条 前条に規定する説明書の交付を受けた職員が、その説明書について不服がある場合には、別に定めるところにより理事長に不服申立をすることができる。

(休職の更新)

第6条 休職の更新にかかわる手続きは、第2条の規定を準用する。

(復職)

第7条 職員就業規則第17条第2項ただし書きに規定する休職事由が消滅したことを確認できる書面は、医師の診断書または証明書とする。ただし、当該休職が職員の意に反して第3条の規定に基づき命ぜられた場合には、同条の規定を準用する。
2 職員就業規則第17条の規定により復職させる場合には、休職前の職務に復帰させるものとする。ただし、当該職員の状況により適当と認める場合は、他の職務に就かせることができる。

(休職中の取扱い)

第8条 理事長は、休職中の職員が解雇事由に該当するときは解雇することができる。
2 休職中の職員は、理事長に定期的に近況を報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。